

## 「弁護士から警察への依頼者密告制度（ゲートキーパー制度）」に反対する決議

2005年（平成17年）11月17日、政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部は、マネー・ロンダリングやテロ資金と疑われる取引の報告先を、従来の金融庁から犯罪捜査機関である警察庁に移管することを決定した。これにしたがって、政府は次の通常国会で「弁護士から警察への依頼者密告制度（ゲートキーパー制度）」を立法化すべく準備にかかっている。この制度は、資金洗浄、テロ資金対策として、不動産の売買等の一定の取引について、資金が犯罪収益あるいはテロ関連であると疑われる場合に、弁護士に対しても、依頼者本人に告知することなく、警察庁に対して「疑わしい取引」を報告する義務を定めようとするものである。

我々も、マネー・ロンダリングの防止やテロ資金の根絶の必要性を認めるにやぶさかではない。しかし、弁護士に対して警察への報告義務を立法化することは、弁護士の守秘義務及び公権力からの独立の観点から、看過できない大きな問題を有している。

このような立法が為されるなら、市民は、弁護士に依頼する過程で自身の秘密が警察に提供されるという危惧を抱かざるをえなくなり、依頼者は弁護士に対して安心して全ての事実を打ち明けることができず、弁護士は事実関係の全容を把握した上で、適切な処理をすることができない。その結果、相談者は弁護士から適切な法的助言や弁護活動を受けることができなくなる。

このような事態は、国家権力からの独立を保障して国民の基本的人権を擁護し、社会正義を実現しようとする弁護士制度と国民の法の支配への信頼を根底から揺るがせ、法治主義と民主主義を危うくする。

近畿弁護士会連合会は、「弁護士から警察への依頼者密告制度（ゲートキーパー制度）」に強く反対する。

2006年（平成18年）7月12日

近畿弁護士会連合会

## 提 案 理 由

近畿弁護士会連合会の大阪弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、奈良弁護士会、滋賀弁護士会、和歌山弁護士会は、これまでそれぞれに「弁護士から警察への依頼者密告制度（ゲートキーパー制度）」への反対を表明してきた。

この制度は、弁護士に対し、不動産の売買等一定の取引に関して犯罪収益またはテロ資金との関連が疑われる場合、その取引を警察に通報する義務を負わせるものであり、このことは弁護士の守秘義務と対立し、ひいては市民の弁護士に対する信頼を失わせ、法の支配を実現するうえで重大な障害となるからである。弁護士に、刑罰をもって通報を強制し、また、依頼者への内報（警察へ通報したことを知らせること）を禁止することは、弁護士から警察への依頼者密告制度そのものである。

2005年（平成17年）11月17日、政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部は、弁護士の通報先となる金融情報機関（F I U）を、従来、金融庁としていたものを警察庁に移管することに決定した。このことは、金融庁において資金の流れが適切か否かを検討・判断し、当該取引がマネー・ロンダリング等に該当するとした場合に、捜査機関に対し情報を提供することとされていたものが、報告先が警察庁になることで、提供された情報はマネー・ロンダリング等に限定されず、あらゆる犯罪の捜査の端緒または捜査情報として流用されるおそれがあることを意味する。

このような制度が立法化されれば「疑わしい」というだけで、市民の相談・依頼事項は捜査当局へ通報されることになり、結局、市民は弁護士にすべてを打ちあけて相談、依頼することができず、弁護士から法に照らした適切な助言を受けることができなくなる。

「弁護士から警察への依頼者密告制度（ゲートキーパー制度）」に対しては、日弁連をはじめ全国の弁護士会が反対を表明している。当連合会は、この制度が弁護士制度の根幹をゆるがすものとして、ここにあらためて理事会決議をもって重ねて反対を表明し、市民とともに立法化反対運動を力にすすめるものである。